

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：東山管理センター株式会社
(法人番号2130001013218)
業者の住所：京都府京都市山科区西野山欠ノ上町60-1
- 2 指名停止措置期間：令和元年12月6日から
令和2年 1月5日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 東山管理センター株式会社の使用人は、京都市が発注する業務を行うため、京都市内の交差点を業務用車両で通過する際、タクシーと衝突し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故を起こし、自動車運転処罰法違反の疑いで、令和元年8月21日、京都府警に現行犯逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1.5 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内